電力・ガス取引監視等委員会

料金審查専門会合(第14回)

1. 日 時:平成28年8月9日(水)10:00~12:00

2. 場 所:経済産業省本館 地下2階 講堂

3. 出席者:

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員 (オブザーバー)

日本商工会議所産業政策第二部 市川副部長

東京電力エナジーパートナー株式会社 佐藤常務取締役

消費者庁消費者調査課 澤井課長

資源エネルギー庁ガス市場整備室 藤本室長

(説明者)

東京ガス株式会社 救仁郷副社長

東邦ガス株式会社 中村副社長

大阪ガス株式会社 瀬戸口副社長

○恒藤NW事業監視課長 では、定刻になりましたので、第14回電力・ガス取引監視等 委員会料金審査専門会合を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきましてどうもありがとうございます。座って司 会をさせていただきます。

本専門会合につきましては、去る8月1日に開催されました電力・ガス取引監視等委員会におきましてガス託送料金の審査も対応していただくということになりまして、会合の名称が、もともと「電気料金審査専門会合」であったところ、「料金審査専門会合」に変更されてございます。

なお、委員構成に変更はございませんが、オブザーバーの構成に一部変更がございます ので、改めて本専門委員会の委員及び専門委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、引き続き座長をお願いしてございます中央大学法科大学院教授の安念委員でございます。

続きまして、電力・ガス取引監視等委員会の委員もなさっております2人のメンバーの 方をご紹介させていただきます。

SMBC日興証券株式会社マネージングディレクターの圓尾委員でございます。

続きまして、有限責任監査法人トーマッパートナー公認会計士の箕輪委員でございます。 続きまして、専門委員の方をご紹介させていただきます。

ボストンコンサルティンググループシニア・パートナー&マネージング・ディレクター、 秋池専門委員でございます。

太陽有限責任監査法人代表社員会長、梶川専門委員でございます。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問、辰巳 専門委員でございます。

東京大学社会科学研究所教授、松村専門委員でございます。

西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、南専門委員。それから、一橋大学大学院商学研究科教授、山内専門委員。このお二方も専門委員でございますが、本日はご都合によりましてご欠席でございます。

続きまして、オブザーバーの皆様をご紹介させていただきます。

日本商工会議所産業政策第二部副部長、市川様でございます。

東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役、佐藤様でございます。

消費者庁消費者調査課長、澤井様。

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課ガス市場整備室長、藤本様。

そのほか、全国消費者団体連絡会事務局長、河野様もオブザーバーでございますが、本 日はご都合により欠席でございます。

以上、委員の方々とオブザーバーの方々をご紹介させていただきました。

なお、本日の会合、ペーパーレスにさせていただいております。皆様、資料につきましてはお手元のiPadでごらんをいただければと存じます。ただ、一応初回ということでございまして、紙でもお手元には置いてございます。次回から完全にペーパーレスにいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

では、会議の開催に当たりまして、事務局長の松尾より一言ご挨拶を申し上げます。

○松尾事務局長 事務局長の松尾でございます。委員長を初め、皆様には本日お忙しい ところをまことにありがとうございます。

昨年、電力の小売自由化につきましては、審査会合の皆様のご協力によりまして、本年

4月に予定どおりこの小売自由化につきましてスタートができたわけでございます。現時点で300社を超えます小売電気事業者が登録をされまして、また、この低圧の小口の需要家の約5%が新電力あるいは電力会社の自由料金メニューに転換されるということで、着実に自由化の効果も出てきているというふうに思っております。これも昨年秋の本専門会合におきまして託送約款をしっかりときっちりと、またおくれることなくご審査いただいた賜物と思っております。改めて深く御礼を申し上げます。

本年度はガスということでございますけれども、ガスは電力と異なりまして会社数が非常に多うございます。全国で120以上の事業者から託送約款の認可申請がなされております。これらにつきまして、本専門会合におきましては特に本日ご出席の大手3社の方々の分を審査いただきまして、その他の事業者につきましては、大手3社の審査において出されました論点を踏まえて事務局で審査をして、それをこの本会合でもフォローいただくという方式によりまして、何とか年内に全てを終了したいというふうに考えております。都市ガスにつきましても、小売自由化によりまして新規参入と競争を通じてさまざまな創意工夫が生まれてくることが期待されております。適正な託送約款はその前提となる重要な基盤でございます。昨年に続きまして本年も皆様には大変ご負担をおかけいたしますけれども、しっかりと、またスピード感をもって審査を進めていただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 それでは、これからの議事進行は安念座長にお願いしたく存じます。では、一言最初に挨拶をいただければと思います。

○安念座長 皆さん、おはようございます。座長を仰せつかっております安念と申します。委員の皆様、オブザーバーの皆様、それから3社の幹部の方々にご参集をいただきましてありがとうございます。

「電気料金審査専門会合」という名前だったので、電気料金を審査していればいいと思っていたのですが、いつの間にか「電気」がとれてしまって、料金はみんなお前たちの仕事というわけで、非常にお手軽に使い回されたものだなと思って感心をしております。

別にご挨拶というほどでもないのですが、きょう朝方、当省のエントランスをみていますと、今、官庁回りというか、求職をやっているんですね。採用面接を。私も40年近く前の夏を思い出しまして、ああ、こういうことが青春にはあったなと思いました。もっとも、当時、私は、当時の通産省は嫌いだったので、実はこの省には来ませんでしたが、この近辺はうろうろしておりましたので、その時代のことを思い出しました。考えてみますと、

当時は電力・ガスなどというシステムはおよそ不動のものであって、ずっと未来永劫続くものだというふうに思っておりましたが、きょう、つくづく、やっぱり時代は変わったんだなと思いました。特にそれを痛感いたしましたのは東京電力さんがオブザーバーの席に座っていらっしゃるという。新規参入事業者の代表としていらっしゃると。ああ、こういう時代になったんだなと、つくづく感じた次第でございます。新しいシステムのもとでの、私どもの審査としても全く新しい体験でございますので、月並みな言い方ではございますが、心を新しくして取り組みたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

まず、本専門会合の検討事項や運営につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○恒藤NW事業監視課長 では、お手元の資料3をごらんください。この会合の進め方 について事務局から案をつくっておりますので、ご説明させていただきます。

まず、資料3の1ポツでございます。本会合の検討事項を改めて整理してございます。 経緯を含めてご説明いたします。

本年7月末に、来年4月からのガスの小売自由化をにらみまして、一般ガス事業者127 社から経済産業大臣及び各地方経済産業局長宛てに、電気事業法等の一部を改正する―― これは間違いですね。「改正する等の法律」ですね。――の附則の規定に基づきまして、 託送供給約款の認可申請がございました。本申請につきましては、8月1日付で経済産業 大臣等から電力・ガス取引監視等委員会宛てに意見の求めがあったところでございます。

本件につきまして、去る8月3日に開催されました電力・ガス取引監視等委員会におきまして、進め方といたしまして、東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの3社につきましては、 この料金審査専門会合において審査をするということにされたところでございます。

それ以外の会社も含めてどうしていくのかというのは、2枚おめくりいただきまして、別紙1という横の紙がついてございます。この横の紙に、この127社から申請された託送供給約款の審査をどう進めていくのかということについて、8月3日の委員会の決定事項をもとに作成した表でございますが、今ご説明しましたとおり、大手3社、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスにつきましては本会合におきまして審査をする。それから、②準大手7社、北海道ガス、仙台市ガス、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガスにつきましては、本委員会の事務局または経済産業局監視室におきまして、この料金審査会合の委員の先生方から個別に意見を聴きながら審査をする。それから、その他の117社につ

いては、事務局または各経産局で審査をする。ただ、その下の注につけてございますが、 ②及び③の事業者につきましても、本会合におけます①についての議論を反映しつつ審査 をすることとし、また、その親委員会あるいはこの料金審査専門会合は、その審査状況に ついて適宜報告を受け、審査が適切に行われるかを確認することとする。また、①~③の 審査に当たっては、経済産業省及び各経産局が実施するパブリックコメントで寄せられた 意見も踏まえて審査を行うこととする。こういうやり方で127社の審査をしていこうとい うことがこの親委員会で決められたところでございます。

済みません、1枚目に戻っていただけますでしょうか。

この審査につきましては、法律の規定によりまして、ここに書いてあります4つの規定に照らして審査をするということにされてございます。一番大もとになっているのはこの法律自身でございまして、4ページ目にこの法律の参考条文をつけてございますが、十八条の第2項、下側のところに、経産大臣は、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは許可をしなければならない、認可をしなければならないとなっておりまして、基本的に大臣がみるべき事項は第一号から第六号までということで掲げられているわけでございます。

それ以外に関係する規定類がございます。そこにどういう形でガス事業者が本申請を行い、また、それをどう審査していくのかということが規定されているわけでございます。本日の資料の中では、参考資料として後ろに添付をしてございます。かなり分厚い資料になってございますが、参考資料の6に省令がついております。それから、省令の中に、どういう考え方で各事業者が託送約款あるいは託送料金を算出しなければいけないのかということが書いてございます。それから、資料7に、審査要領として、条文に書いてあることについて、どういう考え方に基づいて審査をしなければいけないのかということが書いてございます。それから、参考資料の8は、省令に出てきます数値について、大臣から告示がなされたものでございます。これらの規定類に基づいて事業者が今回の託送約款の申請をし、また、経済産業大臣としてこれを審査し、認可をすると、こういうことになっているわけでございます。

ここまでがこれまでの経緯と規定類のご説明でございます。

最初の資料3に戻っていただきまして、資料3の2ページ目でございますが、「検討の 進め方(案)」としてご提示をさせていただいてございます。

まず、第1回、本日でございますが、本日につきましては、この本会合で審査をします

3社から、その申請内容の概要をご説明いただきまして聴取をする。質疑応答をする。

第2回以降は、料金算定のフローに沿いまして、各費目ごとに審査をする。その後、費 用配賦・レートメークについて審査を行う。

最終的なとりまとめにつきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、経産省が別途行っておりますパブリックコメントで寄せられた意見も踏まえまして、各費目ごとに行った審査結果をとりまとめる。その上で査定方針案をとりまとめる。こういうのを12月上旬をめどに行う。こういう形で検討を進めていってはどうかというふうに考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○安念座長 ありがとうございました。

本専門会合の検討事項や運営につきましては、ただいまご説明いただいたようなやり方でよろしゅうございましょうか。――よろしゅうございましょうかといったって、親会議からこうやれといわれたのだから、我々としては「ははあ」と承るばかりでございますけれども、そのように進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、早速3社さんからの概要説明を伺いたいと存じます。本日は、説明者として、 東京ガスから救仁郷代表取締役副社長、東邦ガスから中村代表取締役副社長執行役員、大 阪ガスから瀬戸口代表取締役副社長執行役員にご出席をいただいております。3社からそ れぞれの申請の概要をご説明いただいて、質疑応答をしていただきまして、今後の検討す べき論点について議論をしてまいりたいと存じます。

それでは、まず、東京ガスさんから、今回の申請の概要についてご説明をお願いいたしますが、大変窮屈なことを申して恐縮ですけれども、大体10分以内ぐらいでお願いできると幸いでございます。

それでは、お願いいたします。

○東京ガス株式会社(救仁郷副社長) ありがとうございます。東京ガスの救仁郷でございます。本日は説明の時間をいただきましてありがとうございます。弊社の申請内容についてご説明を申し上げます。時間の関係上、今ご指摘もありましたとおり、ポイントとなる部分について、ちょっとスピードアップしてご説明をさせていただきます。

まず、2ページをごらんください。パワーポイントの資料の右上の肩のページでご案内を申し上げます。

弊社は、平成28年7月29日に、託送供給約款の規定に係る認可申請を経済産業大臣に行

いました。託送料金原価は、最大限の経営効率化を織り込んで算定した結果、東京地区等において原価算定期間の3ヵ年平均で2,959億円となっております。

なお、今回の申請に当たっては、ガス小売全面自由化に向けた各種法令の改正等を反映 した見直しを行っております。主な見直しの内容は、資料に記載してございます。託送料 金体系、制度変更に伴う託送料金へ算入する費用、同時同量制度でございます。

続きまして、3ページをごらんください。申請する託送料金は、ガスシステム改革の趣旨を踏まえ、効率的かつ安定的なインフラの整備、最大限の経営効率化の反映及び新たな料金体系の確立が実現できるように算定しております。

続きまして、4ページをごらんください。弊社は、これまでも不断に経営効率化による 固定費削減の成果等をお客様に還元すべく、小口ガス料金の引き下げ改定、それに合わせ て託送料金の引き下げ改定を行ってまいりました。直近では、平成27年12月、一番右です。 ここで原価洗替による改定を実施しまして、その際に気化原価を託送原価から控除してご ざいます。

続きまして、ちょっと飛びまして6ページをごらんください。託送料金原価の概要をご 説明いたします。現行原価、一番左ですが、ここからの申請原価への変動でございますが、 本年5月に千葉ガス・筑波学園ガス・美浦ガス3社との経営統合の影響、それと制度変更 の反映に伴う増加、減価償却費の増加等の原価の増加要因はありますが、圧送や集金に係 る費用の除外等の制度変更の反映に伴う減少や、経営効率化を加味して申請原価を算定し ております。

続きまして、ちょっと飛ばしまして8ページをごらんください。申請原価の内容については、記載のとおりとなっております。これから以降、この8ページの数字に関する説明をこれからさせていただきます。この内容は、ここではちょっと数字は割愛させていただきます。

また飛ばしまして、算定フローはちょっと割愛させていただきまして、10ページをごらんください。算定に当たっての前提諸元についてご説明いたします。託送料金原価は、原価算定期間を平成29~31年度の3年間とし、需要量として135億立方メートル、事業報酬率として2.18%を用いて算定を行いました。

続きまして、11ページをごらんください。設備投資計画についてご説明いたします。設備投資計画は、安定的かつ安全な導管網の計画的な形成や中長期にわたる設備の高経年設備対策を実施し、東京地区等で1,076億円となります。

続きまして、12ページをごらんください。設備投資額の長期的な推移についてご説明いたします。弊社は、ガス需要の増加や安定供給に適切に対応すべく、計画的に設備投資を実施しております。また、平成23年には天然ガスの利用拡大に向けた「チャレンジ2020ビジョン」を社内で策定いたしまして、それに基づきましてガス需要の増加及び安定供給の対応や高経年設備対策等、適切な設備形成を行っております。

続きまして、13ページをごらんください。弊社の天然ガス需要拡大に向けた設備投資の一例ですが、弊社は北関東エリアの天然ガス需要の拡大に対応するとともに、ネットワーク全体の輸送能力の増加、そして多重化を諮り、供給安定性を向上させて、災害時における首都圏のレジリエンス強化を図ってまいります。

続きまして、一つ飛びまして15ページをごらんください。高経年設備対策についてご説明いたします。弊社は、ガス安全高度化計画等に基づき、ねずみ鋳鉄管などの高経年設備対策を計画的に実施しております。

続きまして、少し飛ばさせていただきまして、19ページをごらんください。経営効率化についてご説明いたします。託送料金原価には、資機材・役務調達の効率化を初め、キャッシュベースで179億円の経営効率化を織り込みました。

また、次の20ページに記載しておりますとおり、これまでの施策により、効率化分マイナス4.7%を実現する見込みであり、そして今後の効率化として、未契約の資機材・役務調達に効率化努力分マイナス5.7%を織り込んでおります。なお、この効率化については、透明性・妥当性・中立性を高めるために第三者からの評価を受けてございます。

続きまして、託送料金原価の内訳についてご説明申し上げます。

飛ばしまして、22ページをごらんください。比較査定対象ネットワーク費用は、新たな 算定省令に基づき算定した結果、1,057億円を託送原価に計上しています。

続いて、23ページをごらんください。弊社は実績コストが基準コストより7.4%低いために、実績コストを適正コストとしております。また、経営効率化控除額を控除しています。

次の24ページをごらんください。調整力コストにつきましては、算定省令に基づき算定 した結果、26億円となりました。また、振替供給コストは4億円を託送原価に算入してい ます。

25ページから28ページまでは、その調整力コスト、それから振替供給コストの算定方法に記載しておりますが、本日の説明は割愛をさせていただきます。

かなり飛びまして、29ページをごらんください。修繕費は、算定省令に基づき算定して おりまして、基準修繕費は287億円、そしてメーター修繕費は34億円を託送原価に算入し ています。

30ページをごらんください。減価償却費は、輸送導管竣工に伴う固定資産取得により、919億円となります。

31ページをごらんください。事業報酬は、レートベースに事業報酬率を乗じて算定して おります。なお、事業報酬率は、次の32ページに記載のとおり、経済産業大臣が告示した 値を用いております。

33ページをごらんください。需要調査費及び需要開拓費は、導管の延伸に資する費用として、それぞれ0.1億円、68億円を託送原価に算入いたしました。

34ページをごらんください。上の囲みの2ポツの記載のとおり、導管網の整備は、市場動向による潜在需要の把握や都市ガス化営業による需要の顕在化によって、効率的・効果的に促進されてきました。

35ページをごらんください。ただいま申し上げた経緯から、導管敷設のための事前の需要調査に関する費用として、新築住宅着工予測の調査費用を需要調査費として、また、同様の経緯から、36ページの記載のとおり、需要開拓費を託送原価に算入いたしました。

37ページは、需要開拓の実態について記載してございます。

38ページは、需要開拓費の具体的な算定方法を記載しておりますが、こちらも内容は割 愛をさせていただきます。

39ページをごらんください。租税課金についてご説明申し上げます。租税課金は、各税 法に基づき、設備投資計画をもとに算定しております。

40ページをごらんください。固定資産除却費・その他経費・控除項目についてご説明を申し上げます。その他経費は、算定省令に基づき算定した結果、合計で213億円となりました。控除項目は、算定省令に基づき算定した結果、115億円の控除となりました。

続きまして、託送供給約款の見直し概要についてご説明申し上げます。

42ページをごらんください。弊社は、平成29年4月の小売全面自由化に向け、新たにご家庭用など小口需要向けの託送料金を設定いたします。規模の小さい需要向けには、現行の一般ガス供給約款料金との整合性を踏まえ、定額料金と従量料金の二部料金――これは標準託送供給料金の第1種といたします。それから、中規模の需要向けには、現行の大口向け託送料金との整合性を踏まえ、流量の基本料金を加えた三部料金――これが標準託送

料金第2種その3に該当します。これを設定いたします。また、この標準料金のほかに、 設備の効率的な利用に資する特定の需要向けの付帯契約として市場別割引料金を設定して おります。

飛びまして、44ページをごらんください。市場別割引料金とは、ガス需要の増大並びに 導管の効率的な利用を促進することを目的として、負荷改善効果の高いコージェネレーションシステムのような特定機器の使用量に対する割引料金をいいます。

45ページ以降、表がたくさんございますが、これが料金単価表になっております。説明 は割愛をさせていただきます。

それから、ずっと飛ばしまして、一番最後の59ページでございますが、ここに自主的に 公表する項目について記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に東邦ガスさんからご説明をお願いいたします。同じく10分程度でお願いできれば幸いでございます。

○東邦ガス株式会社(中村副社長) 東邦ガスの中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に沿って、当社の認可申請の概要を説明させていただきます。 最初の部分は東京ガス様と同じですので、7ページから説明させていただきます。

7ページ、託送料金原価の概要でございます。託送料金原価は、制度変更に伴う増加要因はございますが、現行原価から13億円の減少となりました。表の最下段の黄色い網かけに記載しておりますとおり、申請原価は原価算定期間の3年間平均で745億円としております。

8ページ、前提諸元となります需要量と事業報酬率は記載のとおりでございますが、原価算定期間は平成29年~31年の3年間としております。

9ページでございますが、前提となる設備投資計画でございます。原価算定期間の平均 投資額は268億円となっております。過去からの推移につきましては、後ほど別のページ で説明させていただきます。

10ページから12ページにかけて、参考として弊社の中期経営計画に簡単に触れさせていただきます。

26年3月に、30年度までを対象期間とした中期経営計画を公表しております。本計画で

は、10ページの下に記載しました5つのアクションプランを掲げ、現在取り組んでいると ころでございます。

11ページでは、ガス事業の広域展開として、愛知県に加えまして岐阜県、三重県方面における、地図で青色で示しました路線を初めとした導管網の整備を進めていることについて記載しております。

また、12ページでは、安全・安心の確保として、経年対策、災害対策を進めていること について記載しております。

13ページは、お客様数とガス販売量の推移でございます。

左のグラフ、お客様数はこれまで順調に増加させておりまして、供給エリアの拡大も含め、都市ガスの普及拡大を進め、引き続き増加させていく計画としております。

右のグラフ、ガス販売量は、景気変動等の影響もあり、年度によって増減はございますが、今後も着実に開発を進めていきたいと考えております。

14ページは、会社全体の設備投資額の推移でございます。LNGタンクや環状幹線の建設が重なり、一時的に投資水準が高くなっている年もございますが、経営の安定性を踏まえ、中長期的には300~350円程度の水準の投資を行っております。

15ページは、9ページの設備投資計画を再掲しております。このうち、太い点線を囲んでおります供給設備の投資額の経年推移について、16ページのグラフに示しております。都市ガスの安定供給、保安確保を図るために、計画的に設備形成・更新工事を実施しております。製造設備の投資がかさむ時期には全社の投資額を一定に抑えるために導管投資を抑制いたしましたが、現在では広域での導管整備や経年設備の更新、災害対策などを進めているところでございます。今後も導管網整備を着実に推進するとともに、経年設備の更新を計画的に実施してまいります。

17ページは、保安対策投資の概要でございます。説明は割愛させていただきますが、経年対策、災害対策の具体的な内容を記載しているところでございます。

18ページでございますが、経年対策の考え方であります。国の方針に基づきまして計画的に必要な対策を実施していることを記載しております。

19ページにまいります。経年対策の優先順位でございます。資料右側のマトリックスは、漏えい発生率と危害の大きさ、この2つの軸で、対策が必要な導管の管種ごとにその優先度を整理したものでございます。マトリックスの右上に位置する優先順位が高いものから順に対策を実施してきており、現在は点線で囲った部分の対策を進めているところでござ

います。

20ページは、漏えい件数の推移でございます。本支管からの漏えいは、経年対策の進展により減少傾向にございます。

21ページは、経営効率化でございます。競争発注の拡大等による資機材等の調達の効率 化を図りまして、本年3月に提出いたしました28年度供給計画時点で織り込んだ水準から、 今回申請時に年平均で8億円のさらなる効率化を織り込んでおります。

22ページは、競争発注の拡大についてです。イメージ図をごらんください。東日本大震 災前の22年度の水準は15%でございましたが、27年度実績は29%まで拡大しております。 今後これらを高め、さらに40%程度を目指してまいります。なお、供給部門における競争 発注の比率は、足元でも4割程度となっております。

23ページにまいります。調達の効率化でございます。こちらもイメージ図をごらんください。競争入札の拡大等によりまして、東日本大震災前の水準から6.7%程度の効率化を28年度供給計画へ織り込んでおりますが、その水準からさらなる効率化として2.3%を追加で織り込んでおります。グループ取引に係る効率化と合わせまして合計で9.1%程度を目指し、効率化を推進してまいります。

25ページへお進みください。託送料金原価の内訳でございます。比較査定対象ネットワーク費用は277億円となっております。これは現行原価に比べまして増加しておりますが、 導管延長の増加によるものでございます。

26ページは、その算定方法でございます。上の四角の中の2つ目のポツに記載のとおり、 当社は実績コストが基準コストと比較して低かったために、実績コストを適正コストと算 定しております。

27ページは、比較査定対象ネットワーク費用の費目別内訳でございます。なお、当社の 導管部門における労務費単価は712万円となっております。

29ページへお進みください。

修繕費は、経年管対策の促進による漏えい件数の削減や新補修工法の導入により効率化を図った結果、減少傾向にございます。申請原価に反映した金額は、表に記載の76億円となります。

30ページは、減価償却費でございます。制度変更に伴う減や設備投資への効率化織り込み等により、現行原価から10億円の削減、減少となりました。

32ページにお進みください。事業報酬は、制度変更に伴うレートベースの減少や、適用

する事業報酬率の変更により、3億円の減少となりました。

33ページ、租税課金でございますが、3億円の減少。

34ページ、その他経費、16億円の減少となりました。

36ページにお進みください。制度変更の概要等でございます。制度変更に伴い、需給調整費、バイオガス調達費、需要調査・開拓費を託送原価へ反映しております。金額は記載のとおりでございます。ただし、バイオガスの調達費につきましては、金額の規模が数百万円であるために資料上の記載は0億円となっております。

飛ばしまして、42ページまで飛んでいただきます。需要調査・開拓費でございます。制度変更の内容を踏まえまして、想定される需要調査に係る費用及び需要開拓によって増加する5年間の託送料金収入額の2分の1、19億円を託送原価に反映しております。

それでは、45ページまでお願いいたします。45ページは、現行原価からの変動要因でございます。現行原価の758億円から制度変更による増減はありますが、経営効率化等による減少を織り込みまして、申請原価は745億円となっております。

47ページへお願いいたします。託送料金の体系でございます。従来から設定しております託送料金に加えまして、家庭用のお客様などを対象とした新たな託送料金を設定いたしました。表にございます1種が、家庭用のお客様などを対象といたしました新たに設定する託送料金でございます。料金体系は、小売料金の供給約款に準じた2部料金としております。その下、業務用のお客様などを対象とした2~5種は、現行の託送料金に準じた3部料金としております。なお、それぞれの種別ごとに標準・季節別の従量単価を設けております。

48ページは、参考として小売料金と託送料金の水準を記載しております。供給約款をお 使いの一般的なご家庭における託送料金の相当額は2,299円となっております。

最後に、50ページ、51ページは、託送料金単価表を記載しているものでございます。 説明は以上でございます。ありがとうございました。

- ○安念座長 どうもありがとうございました。 それでは、やはり10分程度で大阪ガスさんからお願いいたします。
- ○大阪ガス株式会社(瀬戸口副社長) 大阪ガスの瀬戸口でございます。本日はこのような説明の機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、当社の認可申請の概要を説明させていただきます。ページ番号は、資料6の 右上に記載しております。 3ページをお開きください。7月末に認可申請をいたしました託送料金原価は、3ヵ年平均で1,961億円、現行の料金原価から57億円の減少となりました。また、1立方メートル当たりの平均単価は22.17円となりました。制度見直しを反映しておりますので、現行託送料金との単純な比較はできませんが、いずれも平均単価は減少しております。

続きまして、5ページをごらんください。制度見直しに伴い、現行原価から増加する部分と減少する部分がございますが、これらの影響を取り除いた水準と比較しますと69億円の減少、マイナス3.4%となりました。

6ページです。託送料金原価の内訳でございますが、比較査定対象費用は現行原価から 71億円の減少となりましたが、個別査定対象費用では18億円の増加となりました。

8ページです。今回の申請原価は平成29年度~31年度の3年間としております。ガス需要量は年平均88.5億立方メートルと、現行料金原価とほぼ同水準と想定しております。

10ページです。設備投資額は、輸送導管の投資額減少などもあり、過去5ヵ年の実績水準に比べまして105億円の減少と見込んでいます。

11ページと12ページに、昭和54年度以降の供給設備投資額の推移とその内訳をお示ししております。

まず、11ページです。投資額の推移ですが、平成20年度以降は高経年化対策の推進と三重-滋賀ライン・姫路-岡山ラインといった大規模な輸送導管の建設に伴い増加をいたしました。輸送導管の完成後の投資額は減少していく見込みでございます。

12ページは、設備投資の内訳です。需要の伸びの鈍化などの理由により近年は全般的に縮小傾向でございますが、高経年化による保安対策工事が微増となる見込みでございます。

14ページです。経営効率化計画といたしまして、競争発注の拡大や仕様・工法の見直しなどにより、3ヵ年平均で43億円を織り込んでいるところでございます。

15ページ、経営効率化の考え方としまして、今後の効率化努力分4.8%に、これまでの 効率化の成果でありますマイナス3.5%を加えまして、震災前の価格水準からマイナス8.3 %の削減を織り込んでおります。なお、今後の効率化率の設定に際しましては、物価上昇 率などの要素は織り込んでおりません。

16ページです。託送料金原価の内訳についてです。まず、比較査定対象ネットワーク費用としまして、当社は大臣告示された値のうち実績コストよりも基準コストのほうが低かったため、基準コストを用いて算定した結果、現行原価から71億円の減少となりました。なお、経営効率化控除額につきましては、昨年度の託送収支における超過利潤累積額が、

17ページから21ページにかけまして、修繕費、租税課金、減価償却費を記載しておりますが、いずれの費用も現行原価から減少しております。

22ページです。ここからが新たに計上することとなった費用でございますが、調整力コストは、大臣告示された値であります基準単価を用いた算出した結果、3ヵ年平均で16億円を計上させていただいております。

24ページです。調整力コストと同じく需給調整費であります振替供給コストといたしまして、振替供給に必要となる能力を想定し、3ヵ年平均で2億円を計上しております。

26ページに、振替供給エリアの想定のベースとなります払出エリアの地図をおつけして おりますので、後ほどご確認いただければと思います。

27ページです。需要調査費及び需要開拓費として、3ヵ年平均で30億円を計上しております。

29ページです。事業報酬額は、現行原価から2億円減少しております。

31ページです。その他費としまして、固定資産除却費や事業者間精算費などにより、現行原価より32億円増加しております。なお、事業者間精算費として15億円の費用を計上しておりますが、これは当社の三重・滋賀ラインと三重県四日市から連結された導管によりガスを供給していただいていることから発生する費用となります。逆に、当社から導管を通じてガスを供給する他の事業者様との間では事業者間精算によって収益が発生しますので、料金原価から12億円を控除することといたしております。

ご参考までに、32ページに事業者間精算費及び事業者間精算収益のイメージを示しておりますので、ご確認いただければと思います。

33ページです。託送料金メニューの概要についてご説明させていただきます。来年4月からの小売全面自由化に伴い、従来からの託送料金メニューに加え、図表の赤枠で囲った部分ですが、年間ガス使用量10万立方メートル未満の需要向けに託送料金メニューを新設しております。託送料金の体系としましては、現行の託送料金と同様、基本的には定額基本、流量基本、従量料金の3部料金制となるように設定しています。ただし、家庭用などの小規模需要向けには定額基本と従量の2部料金で設定しています。いずれの料金メニューも各託送料金の水準が小売料金よりも低廉となるよう、小売料金との整合性を考慮して設定しております。

34ページです。新たな自由化対象となる小売料金と、これに含まれる託送料金相当額を 代表的な料金メニューごとにお示ししております。小売料金に占める託送料金相当額の割 合は使用量によって異なりますが、家庭用では約4割、業務用では約2割弱となっており ます。

35ページから38ページには託送料金の単価表案を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に40ページですが、参考資料といたしましてガスシステム改革小委員会の議論において事業者が自主的に公表する項目についてお示ししておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。3社さんから、いずれも大変に要領よく ポイントをついてご説明をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、あとの時間はディスカッションですが、初めに、本日ご欠席の河野オブザーバーからご意見をいただいておりますので、ご紹介をいたします。参考資料4というのをごらんください。本日付で出されている資料でございます。「本日の会合を都合により欠席いたしますので、消費者オブザーバーの立場から以下の通り意見を申し述べます」というのでございます。私のいただいているト書きでは「読み上げ」と書いてあるので、朗読をさせていただきます。

「2017年4月からの「ガス小売り全面自由化」に向けて、一般ガス事業者からの託送供給約款認可申請に対する審査手続き開始に伴い、託送料金の妥当性について、透明性ある情報公開と活発な審議により、消費者・需要家にとって納得のいく託送料金認可となることを望みます。今回のガス託送料金審査は、電力と異なり、ヤードスティック方式(以下YS方式)という比較査定の適用により、個別の費用査定は行われないこととなっています。託送約款申請を行うガス事業者が100社以上あり、事業規模等もさまざまであることなどから、電力託送料金審査と同様の手続きを踏むことは困難であるとの方針は理解できる一方で、今回、国の審査専門会合における審査対象となった東京ガス、大阪ガス、東邦ガス3事業者は、平成28年6/1時点で経済産業大臣の許可を受けている203の一般ガス事業者の中での販売量比率は7割を超えています。この3事業者の審査においても、託送原価の約1/3はYS方式で判断され個別の審査対象からはずれてしまうことに疑問を禁じ得ません。導管部門の法的分離は今後5年間行われないこと等を考えると、ガス小売り

全面自由化の成否を握る新規事業者の参入において重要となる託送料金の審査は、厳格に 行ってほしいと思います。」――いきなり言われてしまいました。「YS方式の査定は、業 界内での相対的な比較であり、比較対象とされているグループにおいて能率的な経営や事 業の効率化が行われていない場合、不要なコストが積まれていても排除できません。「労 務費」「委託作業費」「一般管理費」は、業界水準ごとで簡単に判断すべきではなく、具体 的な内訳を開示し、できれば費目ごとに比較審査すべきです。また、「労務費」において は、人件費、役員報酬、顧問料等、電力託送料金審査で注視された項目について個社ごと の原価を見える形で示してください」。裏側にまいりまして、「YS方式の査定にあたって、 低廉な託送料金を実現するという観点から、現行の「一般ガス事業供給約款料金審査要 領」等において、原則値上げ認可申請時には原価への参入が認められないとされた需要開 拓費、寄付金、団体費、交際費、政治献金、書画骨董、厚生施設や文化体育に係る費用、 持ち株奨励金の8項目について実績費用から控除した上で実績単価を求めることとされて いますが、こうした控除が確実に行われているかどうかについては、個別審査がないため わかりにくい。消費者・需要家にとって重要である低廉な料金実現のために適切な控除が 行われていることを見える形で示してください。今回の託送料金認可申請審査に当たり、 資源エネルギー庁においては、託送料金の適正性について広く国民の理解を得るため、徹 底した情報公開とともに、透明性の高いプロセスを踏むこととし、8月2日付で東京ガス ・大阪ガス・東邦ガス・西部ガス・東部ガスの5事業者に対する意見公募を開始しました。 しかしながら、本年4月からの「電力小売り全面自由化」の際にも、制度変更に対する国 民への周知は不十分で、託送料金の妥当性について意見を申し述べることは、難しい状況 でした。ガス自由化に関しても国民の多くはその目的や意義・制度の仕組み等について十 分な理解がありません。意見募集と同時に制度変更の広報を積極的に行ってください。託 送料金の認可申請審査は、十分な時間をとって丁寧に進められるべきです。同時に、本年 4月以降の電気料金検針における不具合等と同様な混乱が起きないよう、来年4月からの 施行に対して、事業者のメニュー提案やシステム変更のために余裕ある決定が望まれま す。」というご意見をいただいております。

何か、今の点についてご指摘いただくことはございますか。まあ、これからのディスカッションの中でおいおい触れていかなければならないことだとは思いますが。

では、河野さんからいただいたコメントも含めまして、あと1時間ぐらいですか、ディスカッションの時間をとりたいと存じます。これまでもそうでしたが、委員の方、オブザ

ーバーの方、どうぞご自由にご発言をいただければと存じます。どうぞ、どんな点からでも結構です。どなたからでも。

では、松村先生。

○松村委員 まず、今もご指摘がありましたが、かなりの費目はヤードスティックで査定することになってしまっています。私もとても残念です。しかし別の委員会でもう決まったこと。この委員会ではルールの範囲内でやれることをやるということなので、今さら引っくり返してやり直しというわけにはいかない。この点はご容赦ください。そういう意味では、その委員会に参加していたのは、今回出席している委員の中では僕だけなので、お前が悪いと非難されるとすれば非難は甘んじて受けますが、ヤードスティックには最後まで強硬に反対した4人いた委員のうちの1人ですので、いいわけを今させていただきます。でも、決まったことだからしようがない。

ヤードスティック査定の悪影響は、これも委員会で指摘しましたが、その費目だけに止まりません。個別査定をするところにも影響してくる。電気の査定では、あらゆるところを個別査定していった結果として、どうも相互に説明が矛盾しているのではないかという疑問を契機として別のところの査定につなげたとかということも相当にあった。この観点からすると、ヤードスティックでブラックボックスになっているところに手がつけられない結果、個別査定をするところでも本当に十分な査定ができるのかという点について、かなりのマイナスの影響があると思います。そういう意味でも、とても残念。

電気の査定を思い出していただければ、もしヤードスティック、業界平均を上回っていなければよいということであったとしたら、査定されなかった項目は膨大な数になり、査定されなかった金額も膨大になった。実際の査定では、託送料金でも、規制小売料金に関しても相当な削減幅の減少があったはずです。その意味でも、都市ガスの託送料金の査定は相当甘いものになってしまう。この点は返す返すも残念ですが、しつこいようですが、この委員会の役割は、決められたルールのもとで最大限の努力をすることですので、この範囲内で奮闘して、少しでも託送料金を下げられるように、合理的な範囲で下げられるように頑張りますが、相当に限界があることはご容赦ください。

次に、個別査定項目に関しても、電気に関してもヤードスティック的な発想を使わなかったわけではない。全社の平均をみた上で、それよりも著しく高いのは説明を求め、説明に納得いかなかったら当然カットしたので、個別査定項目でも当然、業界平均あるいはこの大手3社平均に比べて効率的でなかったかどうかをみていくことになります。ヤードス

ティックとの大きな違いは、その業界平均を下回っていればオーケーとはしないこと。業界が平均的にも非効率的だという可能性も考慮し、業界平均との比較と個別の精査の両方を電気ではやってきた。当然ガスでもこの個別査定のところでは同様にやることになると思います。業界平均はヤードスティック項目のところだけでなく、個別査定のところでもみていく必要があるかと思います。

それから、ヤードスティック規制に関しては、その委員会の席でも、ヤードスティックでブラックボックスになることにつけ込んで、業界全体でいろいろなコストを全部が上積みしている。その状況で個別査定できないなどというようなことになったとしたら、ヤードスティックにしてしまったこと、しでかしてしまったことの損失の大きさを、国民も我々もみな知ることになる。したがって、そういうところ、個別査定されれば認められないであろう費用を盛大に原価として積むなどというようなことは決してしないように、特にわかりやすいコストを決して積まないように。あるいは最悪でも情報を十分公開すること。この点は委員会でもいってきました。

この観点から河野さんの出した文章を見ていただきたい。河野さんのご指摘の点で、例えば顧問料のようなものについて名指ししていますが、常識的に考えて、ヤードスティックを悪用して個別査定なら乗せられない費用を入れてしまっているのでない限り、託送料金に顧問料などのようなわかりやすいものは一円たりとも乗せているはずがない。お車代とか部屋代というのは、そういうのは一円たりとも乗っているはずがないと思います。その点については、きょう3社の方が、一円も乗っていないと明確にいっていただいて、それで打ちどめにすればいいと思います。そんなことはしていないとは思いますが、もし万が一乗っている、この申請原価に入っているなどということがあったとすれば、それはヤードスティックにしてしまったという安易な判断によって、結果的にどんなひどいことをしでかしてしまったかということを反省することになる。そのような警告を委員会等で十分していますから、ガス事業者は決して乗せていないと思います。その点の明言をお願いします。

それから、次に、電気にはなかった需要開拓費に関してです。我々にもなじみのないと ても奇妙な費用が入っているようにみえるのですが、これについては入れるべしと委員会 で決めたことですので、今さらこれを入れるべきではないというような議論はできないし、 すべきでないと思います。ただ、この費用は電気には入っていないとても特異なものなの で、相当に透明性が高いものでないと納得感は得られないということは、その委員会の場 で、この審査に入るはるか前に意見をいい、それについてはオブザーバーも含めて一切反対はなかったと理解していますので、ここについては相当重点的にみていくべき。入札あるいはそれに準ずるような透明なやり方で、他社にも開かれているものの実績値を使っているならともかく、そうでないようなコストは、最もマイルドなやり方だとしても10%とかという効率化、そういうのをやっていたとしたら減ったであろうという効果を織り込むことですが、それでは私は甘過ぎると思います。それらの事前の警告があったのにもかかわらず、そういうような対策を一切とらないで、自社の営業部門のコストそのまま乗せてきているというようなものについては透明性に欠けるという意味で、原理的に入れられないのではなく透明性に欠けるということで、全面的に査定して一切入れないようにすることも含めて、きちんと検討すべきだと思います。この点については相当きちんとやらないと、多くの人の納得感は得られないと思います。

次、振替供給コストも含めて、もし入っているコストのところで、天然ガスのコストが入っているところがもしあれば厳格に査定すべき。通常天然ガスの費用は託送ではなく経過措置料金のほうには当然入っていて、託送のほうにはほとんど入っていないと思うのですが、もし万が一入っている部分があったならば、電気と同じような査定。つまりトップランナー方式と、それからシェールガスが入ってくるということを見込んだ低い天然ガスの価格を見込んで、電気のときに査定したはずで、ガスはそれをしなくてもいいという理屈はない。これに関しては、もし入っているのだとすれば、その点については検討すべきだと思います。もちろん全般について、経過措置料金について同じことをやるかどうかというのは全く別の問題として、少なくとも託送料金については当然にやるべき。

次に、資料4、5、6。3社共通のところなのですが、基本料金と従量料金の割り振りが3社で大分違っているようにみえます。大阪ガスは、相対的に固定費のかなりの割合を基本料金で回収する体系になっており、東京ガスは真逆で、従量料金で相当程度回収する料金体系になっており、東邦ガスはちょうどその間ぐらい、そういう感じだと思います。普通に理論的に考えると、大阪ガスのやり方はとても自然にみえるのですが、その観点からみると、東京ガスの料金のつくり方は相当変にみえます。これについてはちゃんと説明を求めるべき。

次、資料4。東京ガスのものなのですが、コジェネなどの割引料金が設定されているようなのですが、これに限らず、託送料金に関して割引料金を設定するというのはどういう 考え方なのか、おいおい明らかにしていただきたい。あるいは事務局のほうで確認してい ただきたい。どういうことなのかというと、割引が設定されているけれども、割引を設定 しないで、仮に本来なら10の料金だけれども5の料金に割り引いていますということにな ったときに、10の料金で徴収したときの収入と費用が見合うように料金設定がされている が、実際には料金を10ではなく5にしているので、その分は持ち出しで割り引いていると いう類い割引であれば、それは個社の判断でやっていることであって、どういう目的、そ の目的が不適切ではないかとか、そういうようなことを料金審査の場で議論する余地は余 りない。もしそうだといっていただければ、それはもうほぼノーチェックでもいいのかも しれない。もしそうでないとするならば、その割引料金が本当に合理的かどうかはきちん と議論すべき。特に東京ガスに関しては、従量料金を物すごく高くしている。この結果と して、したがって、確かに需要がふえれば託送の回収料金はふえるということになるわけ ですが、そういういびつな料金体系をみずからつくって、みずからつくったいびつな部分 を、例えばコジェネなどについての割引というのをして、もう一回取り返すみたいな、そ んな変なことをしているのを、みずからの責任で従量料金をこんなに高くしているのだか ら、それを補正するための割引料金というのは安直に認めてはいけないのではないかと思 います。この点については、特に従量料金の高い東京ガスについては相当重点的にきちん とみるべきだと思います。もちろんほかの会社についてはノーチェックでいいといってい るわけでは決してないので、みる必要はあると思いますが、東京ガスについては、私は小 売りで割り引くのはともかく託送料金で行うこの割引料金体系というのは納得していませ ん。この委員会でもきちんとみるべきだと思います。

それから、次、資料5です。東邦ガスは、現行の原価の比較のところで過去3年というのを複数箇所にわたって出しておられる。現在出しているものは、これからの3年間をみて収支を合わせるように、つまり原価算定期間が3年になっているわけですから、その3年間の平均をみるというのはとても自然。現行の原価も同じように原価算定期間を3年にして、それで設定した原価なのでしょうか。もしそうだとすれば、こういう比較の仕方というのはとても自然。もしそうでなければ、原価算定期間が例えば1年とかになっているとかということであれば、3年間ではなくて直近の原価と比較するというのが自然ではないか。実際に大阪ガスや東京ガスではそういう形になっている。3年間をみるというのはあってもいいのですけれども、直近のものも示していただきたい。今後の提出の資料として、横につけ加える形でぜひお願いします。

それから……

- ○安念座長 ちょっといいですか。僕のが、もうそろそろ覚え切れなくなったので、ちょっとここで一旦切っていただいて。
- ○松村委員 あと1個だけです。

資料6。大阪ガスの資料です。最後のページのところ。入札の比率。平成23年から27年の伸びが小さ過ぎないか。これは、電気のところで散々この調達は効率化しなければいけないとかといわれているのに、その間一体何をしていたのか。その後の伸び、そこからみれば大きく伸びているようにみえますが、これだけ長い期間散々議論されていたのに、最終目標27%は幾ら何でも低過ぎないか。これは他社も共通な問題かもしれませんが、この点についてはおいおい説明をお願いします。

以上です。

○安念座長 現時点で全てを解き明かすわけにもまいりませんでしょうけれども、現時 点で何かコメントがあれば各社さんから伺いたいと存じます。

まず、顧問の部屋代といいますか、車代というか、そういうものについて原価の中に算 入しておられないことの確認を求めたいというのが松村先生のご質問でしたが、その点に ついては3社さんはいかがでございますかな。

○東京ガス株式会社(説明補助者) 済みません、その点についてご説明させていただきます。

今のご指摘の点につきましてはYS方式の内容に関する部分でございますので、そこにつきましては事務局と相談させていただいて、またおいおい明確にさせていただきたいというふうに思います。

○松村委員 YSの内容なので控えさせていただきたいというのは、河野さんの意見の、そして私の質問の趣旨を100%否定しているように聞こえる。YSの中に個別査定であればほぼ確実に査定されるが、YSであれば入れられるコストであるからこそ、そういう不透明制度の中で、その類いのものが申請原価に入っていたら、個別査定でなくYSになったことを悪用していると思われかねない。この点は前の委員会でいい、それで、そういうようなものについてはできるだけ開示していただきたいということをいったわけなのだけれども、それでもなお答えかねるという回答だと受け取っていいのでしょうか。

○東京ガス株式会社(説明補助者) その点については、誤解なきように、次回以降またお答えをさせていただきたいというふうに思います。

- ○安念座長 関連してですか。では、どうぞ。
- ○藤本室長 顧問・相談役への報酬についてご説明します。

今回の託送料金審査では、一般ガス事業供給約款の料金審査要領などにおいて、値上げ認可申請時には原価への算入が認めないこととされている費用については託送料金原価に算入することを認めないということにしております。具体的には、需要開拓費、寄付金、団体費、交際費などの費用については託送料金原価への算入を認めないこととしています。一方で、ご指摘の顧問・相談役への報酬については、審査要領上明確な定めがないことから、託送料金原価に算入すべきでない費用とは整理はしていないというのが制度上の整理でございます。

それから、あともう1点ですけれども、ペーパーでコメントをいただいているヤードスティックについての河野先生からのご指摘についてですが、こちらの3事業者の審査は個別費目も審査をすべきではないかという点は、今、松村委員からもご説明がありましたが、制度審査の方法を定めていただいたガスシステム改革小委員会でも議論になったところでございます。そのときの最終的な整理は、国は行政手続法の規定に基づいて、託送料金がどのような水準のものであれば認可を行うのかという審査基準を定めております。この審査基準は、全ての一般ガス事業者にとって公平なものでなければならないというのが考え方でございます。料金審査の方法という根幹部分について、特定の一般ガス事業者、例えば大手3社に対してのみ厳格な基準を適用することとした場合、公平性を確保することができないのではないかというのがこの小委員会でのご議論でございました。意見はありましたけれども、最終的には大手3社も含めてヤードスティック方式を導入するということが決められております。

一方で、今回の事前認可後は、国は託送料金に関する事後規制を行っていくということによって、その妥当性を管理していくということにしております。具体的には、事後規制の抜本的強化策としまして、超過利潤累積額が事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回った場合、当該事業者が次々年度の開始日までにその上回った分の値下げ届出を行わなかった場合には、国が値下げ命令を発動するといったようなことですとか、あるいは、想定単価と実績単価の乖離率が一定の比率を超える場合においても国が値下げ命令を発動するといったことができるという制度を導入しております。

以上です。

○安念座長 ありがとうございました。

では、どうぞ。

○松村委員 ちょっと私の説明がとてもわかりにくかったみたいで、理解されなかった ようです。

制度上、入れられることはわかっています。制度上入れられない費用なら余計なこと言ってないで当然に直ちに査定します。ヤードスティックになっているわけですから、みんなが入れれば入れられるというのはもちろんわかっています。制度的に入れられない費用についていっているのではなく、もしこれがヤードスティックでなく個別査定だったとすれば当然査定されたようなものを、各社がヤードスティックになったのにつけ込んで入れていることがあるのかどうかを確認するために、こういうとてもわかりやすいものを例示として聞いているわけです。そういうようなものを入れると不信感を招くことは当然に予想される状況だし、指摘もされてきた。だから、そういうものが入っているのかと聞いているだけなのであって、もし制度上入れられないものであったとするならば当然に入っていないはずだし、もし万が一間違って入っていれば淡々と査定するだけですから、こんなところで聞く必要もない。ルールに従っているかどうかだけをチェックすればいいということになります。そういう意図ではなく、もしヤードスティックにしなかったとすれば当然に査定されたであろうコストを平気で原価に入れているのか確認したいという意図で聞いているだけです。

以上です。

○安念座長 まあ、世の中の関心もあることだろうし、どうですか。なかなか社内的には微妙なことも多々おありだろうとは思いますが、ぜひ公開の方向で次回以降ご検討いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それから、藤本さん、制度のご説明をどうもありがとうございました。

それはそういうことにして、次回以降ご説明をいただくということにして、その次は、 調整コストの話、松村先生からご指摘をいただきましたよね。松村先生、調整コストの話 がありましたよね。

- ○松村委員はい。でも、質問ではないから今答えていただかなくてもいいです。
- ○安念座長 それはいいですか。天然ガスが入っているというのは、要するに、品代み たいなのをどう扱うかという、そういう話だったと思いますが。では、ちょっとそれは事 務局においてテークノートしておいてください。

その次は、レートメークのことで、基本料金と従量料金の扱いにおいて各社さんの間で

相当差があるというご指摘がありました。この点については、これはまさに審査の対象だから、今結論を出さなければいけない問題ではありませんが、今の段階でもし何かコメントがあったら伺いますが、よろしゅうございますか。後々また深めて議論させていただきたいと存じます。

それから、同じように割引率についても、レートメークとの関係でやや疑問があるというご指摘がありましたので、これについてはまたおいおい議論を深めさせていただきたいと存じます。

それから、東邦さんについては、原価の算定期間、3年か1年かという話でした。これ もいかがですか。

- ○東邦ガス株式会社(中村副社長) ご指摘の、前回の料金改定は原価算定期間を3年 としております。
- ○安念座長 では、3年は3年なんですね。ありがとうございました。

それから、大阪ガスさんについては、競争的な調達の割合のご指摘だったと思いますが、 何かもしコメントがおありでしたらどうぞ。

- ○大阪ガス株式会社(瀬戸口副社長) 私どもとしましては、現状で最大限を織り込んだという計画にしておりますけれども、これにつきましては今後の委員会でまた、その内容についてご説明をしていければと思っております。
- ○安念座長 よろしくお願いいたします。

あと、需要開拓費のことなのですが、これはどなたでも、もし説明していただければありがたいのですが。電力のときに普及開発費というのがありましたよね。これとは全然性質の違うものなのですかね。それとも、何か重複したようなものなのかしら。それとも、やはり導管というものがあって初めて観念できるようなものなのですか。私も素人なので、もしどなたか。どなたでも。野沢さんからやってくれる。

- ○野沢管理官 先ほど座長がおっしゃっていたものについては、電気では一応普及開発費というPR費用などでありまして、ガスでいうと需要開発費とした費目で整理しております。この需要開拓費は、主に導管費用で、これから延長とかするための必要な費用として需要開拓費という形での新しい制度でございまして、電気ではない費目でございます。
- ○安念座長 では、藤本さん、松村先生といきましょう。辰巳さん、ちょっと待ってください。申しわけない。では、藤本室長、お願いします。
- ○藤本室長 ガスについては、まず現状、電気との違いがございます。ご案内のとおり

パイプラインの整備が十分ではないという状況がございます。国土面積の約6%弱しか都 市ガスではカバーされていないという状況がございます。こうした状況に鑑みまして、自 由化後も導管整備が進む方策というのを制度上幾つか織り込んでおります。その中の一つ が、この需要調査・需要開拓の費用を導管の託送料金原価に含めてよいという制度でござ います。

一方で、松村委員からもご指摘ありましたとおり、結局その費用を使うのが既存事業者だけでは公平ではないということで、その使い方等については透明・公平なものとなるようにということで、例えば需要調査であれば入札でいろいろな人がその費用を使えるようにする、あるいは、需要開拓であれば、実際に需要をとってきた人に対して需要開拓費をお支払いする。新規参入者も含めて、実際に需要をとってきた人に支払うといったような制度上の工夫をさせていただいているところであります。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。

そうすると、純粋にテクニカルに会計上の問題だけではなくて、やや誘導政策というか、 ポリシーとして認めているのだという、そういう性格というふうに理解すればいいのです か。

- ○藤本室長 おっしゃるとおりだと思います。一方で、確かにそうした公平・透明な制度になるような計算がなされているかというのはチェックが必要だと思います。
- ○安念座長では、松村先生、それから辰巳委員といきましょう。
- ○松村委員 需要開拓費については、ネットワークのコストとしてみるというのは自然。 導管投資に関しては、ある種の規模の経済性が相当あり、倍の規模の導管を敷設するとしても倍のコストがかかるということは通常ない。需要が増えれば採算性は圧倒的に改善する側面もあります。電気の普及開発費とかというのは、もちろんそればかりではないのですが、例えば夜間に低稼働になっている資産を効率的に使うとかという、そういう目的が中心。それは発電の効率性を上げる側面が相当強い。それに対してガスのほうはネットワークの効率性を著しく改善するという側面があるので、これを託送費として入れるのはそれほど不自然ではない。電気で普及開発費を入れなかったのだから、ガスでもこれも入れるべきではないという発想では考えないようにお願いします。
- ○安念座長 なるほどね。ありがとうございました。 辰巳さん、済みません、お待たせしました。よろしくお願いします。
- ○辰巳委員 何か、一応ヤードスティックに関しては結論が出ているようには感じたの

ですけれども、きょうの今のお話の中で説明があって。

○安念座長 制度的にはね。

○辰巳委員 そう、そう。だけど、やはり私もこれを最初聞いたときに、何でこんなに大きな大手3社が平均値、しかも小さな事業者も含めて全体の平均値で認められるのかというのは本当に疑問で、河野さんがお出しくださったのは本当に上手にまとめてくださっていて、私も全く同意しております。だから、そのあたりに関して、これからきちんとご説明いただきたいなというのは、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

それで、ちゃんと読めてはいないのですけれども、3社さんをみたときに、東ガスさん だけが上がっているんですね。今までの金額に比べて。2社さんは下がっている。去年ま での金額と比べてね。それで、東ガスさんのほうでは、言葉として「最大限の効率化」と いう表現でしたっけ、何かすごく効率化をしていますというふうな言葉が何度も出てきて いるのですけれども、それでどうしてまず下がらないのかというのが、全体としてまず理 解しにくいです。それで、8ページですか、制度前に――ここじゃないかな。ごめんなさ い、直近では平成27年12月、4ページでした。原価の洗替をして改定をしているというお 話で、かなり直近のお話なのですけれども、このあたりは改定を実施いたしましたと書い てあるのですけれども、それは余り明確にいろいろな数値というのはお出しいただけない のでしょうか。何か、どういうふうにされている内訳というのがちょっとやはりよくわか りにくいと。最後のページにある自主的な公表項目というのは、これがそれに当たるのか どうかというのも、ちょっと全体の形がよくわからないのですけれども、要するに原価の 洗替をされていて、もちろん役所に届けているというお話だというふうには思うので、そ の範囲であるならば明らかにできるのかというふうに思います。それと比べて、今回どこ をどういうふうに最大限効率化したかというのを具体的に、何か2項目ほどは書いてあり ましたけれども、最大限の効率化というところに、もう少しきちんとお話しいただきたい なというふうに思いました。

それから、やはりなかなかわかりにくいところがいっぱいありまして、3社さんを横並びにみながら、ああ、こういうことだったのかということを、ほかの社の方のご説明で理解したようなところもあるのですけれども、やはりわかりにくいんです。それで、まず、この比較査定の対象ネットワーク費用のところが結構大きな項目なのだと思うのですけれども、ここに関してもやはり三千何億と書いてあって、3,201億円と書いてある。最後のページにですけれども。これが、高なのか、違うところには比較査定ネットワークの対象

の費用と書いてあって、また何か違うことが書いてあったりとか、ちょっと済みません、 そのあたりが全然みえないというか、理解しにくいということでございます。

済みません、以上です。

- ○安念座長 現時点で何かコメントがあれば伺います。
- ○東京ガス株式会社(救仁郷副社長) 東京ガスだけがかなり値上げになっているところで、大変ご理解いただきにくい部分だと思います。たった短い時間でございますが、全体に比べてかなりネットワークがふえているということもございますし、制度変更の影響もございますので、これはまた、ちょっとこの説明だけでは確かに説明不足だと感じておりますので、またおいおいまとめて別途報告させていただきます。
- ○安念座長 ヤードスティック方式というのは、あくまで計算方法そのものですから、それぞれの個別エレメントが正当な数値になっているかどうかというのは、それはまた別の問題です。ですから、直接の審査対象ではないでしょうが、我々はそこにも当然注目しなければいけないだろうし、一方、それから、経営効率化の問題は、電気料金審査から通じて恐らく最大の論点の一つであったはずです。これは東京ガスさんだけではなくて、3社さん、さらにはその他の百数社さんについても全部基本的には同じ問題であるはずですので、それは我々としては大きな関心をもってこれから審査をしていくというのは、これは当然のことだろうと思います。全く対外的に、例えばウエブページなどで公表しておられる数字というものと、私どもが守秘義務つきで各社さんからお出しをいただく数値というのは、これはまた範囲がおのずから変わってくることだと思いますので、必要に応じて我々の審査の過程でいろいろな情報を提供していただくということはあり得ることというふうに考えております。。

それでは、辰巳さん、とりあえずいいですか。余りよくない顔をしておられるけれども、それはおいおいやっていきましょう。

それでは、梶川、秋池、圓尾と、そのお三方の順番でご発言をお願いします。

○梶川委員 このヤードスティック方式に関しましては、今まで両先生がおっしゃられ たのと、私も感想としては少し腑に落ちないところもあるのですが、それは前提条件とし て、査定計算方式だと。

今、座長、ちょっとおっしゃられたかもしれないのですけれども、それに重複するのかもしれないのですが、その基礎となった実績データそのものに関しては、要するに基準単

価を算定されるもとになった話については、少し疑問があればお聞きしていくというようなことも、それはこの委員会の中であり得ることなのでしょうか。

一つの例なのですけれども、私、それぞれ、これは自主的に公表していただいている各社さんの項目のページがそれぞれ、例えば東邦ガスさんは27ページ、大阪ガスさんが39ページで、東京ガスさんが59ページあたりなのですけれども、この基準単価というのは、一つは費目分類が、比較、皆さん共通の認識があり、かつ部門配賦がそれなりに皆さん共通のものの考え方ということが前提になられて、そもそも基準値のもとになるデータが出てきているのかなと。そういう意味で、これは3社さんの――ちょっと細かい話で恐縮なのですが、仮に消耗品費という項目をみせていただきますと、何かかなり全体費用に占める割合が違われているんですね。これは大阪ガスさんだけが非常に、2%程度で、あとは10%を超えられるような金額が消耗品費として書かれていると。これ、この費目の話だけではないのですけれども、その辺の費目分類及び部門配賦の、社会全体からみた信頼性みたいなものというのは少し今後も考えていったほうが、統一感の話になっているということは必要なのかなというふうには考える。これ、よその会社がどうしているかわかりませんので、これは質問として個別に今お聞きしたところでわかる話でもないのでございますけれども、その基準単価の基礎というものについて今後どういうふうに取り扱うか、ちょっとご検討をいただければということでございます。

○安念座長 よろしいですか。私もその点は結構微妙な問題だと思いまして、ヤードスティック方式をとっている以上、これは、いい悪いはともかくとして、当審査会合としては個別の構成費目について査定するというわけにはいかないだろうと思うんです。一方、そうはいっても、ヤードスティック方式で計算されたものの信頼性というのか、堅牢性というのか、そういうものについては我々も責任をもたなければいけないわけですので、その間なかなか微妙な話になってくると思います。その点についてはちょっと事務局ともよく相談をいたしまして、我々としてはどこまでが責任の分界であるのかということの納得をちょっとやっぱりしてみる必要があるなというふうに、今お話を伺って感じた次第でございますので、またご意見をお寄せいただきたいと存じます。

では、秋池委員にお願いします。

○秋池委員 私もほかの先生方と同じようなところがございますが、この個別査定の対象費用というのが、経営の努力で変えられないものもかなり含まれているということもございまして、今まで電力の査定でやってきたような非常に細かいことをみていたような項

目がヤードスティックの側に回ってしまっているというのは、これはここでいっても仕方がないことなので、これを前提として取り組ませてはいただくものの、残念なような気がいたしました。

それから、これもここでいってもいたし方ないことなのですが、やはりヤードスティックは比較的緩いものもあわせて平均値ということになってしまいますので、そのことによる水準が、やはりこれは、もう今はしようがないのかもしれないけれども、将来的にはやはり下がっていく仕組みをつくっていかないと国民のためにもならないだろうなということを感じております。全部一律で公平にというのもわかるのですが、やはり規模の経済というものも当然あるわけなので、非常に小さいところと大きいところというものが混じっていることも含めて、将来よりよい原価の水準になっていくような議論は――済みません、ここの外でなのだと思うのですが、あるのだろうなと思っています。ただ、今の委員長のお話もございまして、この中で何ができるのかというのは、この後皆様とまた議論をと思います。

それから、内容についてなのですけれども、東京ガスさんが、これは原価が今回申請ふえているというのがございます。内容をみますと、やはり大きいものは需要調査と開拓費と、それから修繕費で、ご説明の中に高経年化しているのでやらなければいけないのだというのがあるのですけれども、一方で、ほかの2社さんを拝見いたしますと、そこまで極端にふえているわけでもないというのがございます。ただ、各社さんともに大都市を抱えているガス会社さんでありますので、そんなにこの日本の国の高度経済成長以降の動きが違っていたとも思われませんので、これは何でこんなに差が出てくるのかなというところは、きょうでなくても結構なのですが、おいおいご説明をいただければなというふうに思います。

それから、先ほど議論もありました需要調査・開拓費についてなのですが、これは資料をそれぞれ比較をいたしますと、多少開示のレベルが違うといいますか、東邦ガスさんと大阪ガスさんは年度別のものを合計したような開示をされているのですが、東京ガスさんの資料は、具体的には33ページになるのですけれども、これを全部まとめたものになるんですね。東京ガスさんの資料の33ページ、あと、例えばですけれども、東邦ガスさんだと42ページですね。大阪さんも東邦さんと同じような開示の仕方をされているので、こういったところはまたレベルをそろえて、いい議論ができるようにというふうに思います。

それから、これもいうまでもないことですが、この個別査定の項目の中にも、ここに入

るべきでないものが混じっていないかというのはよくみていきたいというふうに思っております。

それと、最後ですけれども、この託送料金単価を最後に出していただいているのですが、 どうもこの表だけを眺めてもなかなかイメージも湧きにくいので、これのもつ意味合いと いう、先ほど松村先生も、大分東京さんと大阪さんでは思想が違うようだというお話がご ざいましたが、このイメージを湧かせるようなものをもう少しいただけると議論もしやす いのかと感じました。

○安念座長 それでは、最後の点は、これは事務局に何か工夫をしていただくというふ うにお願いするしかないでしょう。

あと、需要開拓費等については、粒度というか、細かさについて、そろっていたほうが もちろんわかりやすいということはありますので、次回以降また事務局を通じて、どうい うふうに発注していただくか検討していただきたいと存じます。どうもありがとうござい ます。

それでは、秋池委員にお願いをしましたので、この後は圓尾委員、それから佐藤常務、 それから箕輪委員と、この順番でいきましょう。

○圓尾委員 私からは、意見が1点、お願いが1点、質問が1点です。

意見については、皆さんおっしゃっているヤードスティック査定についてです。私もガスの委員会の話を聞いていなかったので正確にどういう議論をされたかわからないですけれども、さっき藤本室長がおっしゃっていた事業者の公平性を考えてヤードスティックにしたというのは、私はどうも納得しかねると思って聞いていました。それも大事な視点だとは思いますけれども、消費者にとって何が大事か、もしくは国民経済的にみて何が望ましいのかという視点で考えたらどうなるかという視点はどこに行ってしまったのだろうと思ったわけです。常識的に考えれば、この大手3社で七十数%のシェアをもっているわけですから、まずはこの3社をきちんと個別査定をして、それを軸にしながら残り200社を比較査定していくというのが、多分1億人いたら九千何百万人はそう思うだろう常識的な方法だと思います。まあ、これはここで議論してもしようがないので、追ってまた別の委員会で議論できればと思います。

それから、お願いは、3社とも高経年化対策工事について触れられていますが、電気の 査定もそうだったのですけれども、今後議論を深める中で、それぞれの年度に分けたもう 少し詳しい中身を出していただきたいと思います。例えばですが、大阪ガスさんの13ペー ジのところで、これを2つに分けているのは、ある意味わかりやすいです。今まで27年度までは高リスクな部分の取りかえ対策をやってきて、これから低リスクのところに変わります。こういうことを書いていただくのは非常にわかりやすくていいのですが、では、28年以降37年まで、10年間かけて同じペースでやっていくのか、それともこの中にも早急に取り組まなければならないものだとか、もしくは人員の手配だとかいろいろなことがあって、10年の中に山谷があるでしょう。その中でこの算定期間の3年間はどういう位置づけになっているかとか、さらに詳しい、わかりやすい説明をお願いできればと思います。これは3社とも似たような説明になっているので、今後のご説明の中でお願いしたいというところです。

それから、質問は、これは簡単だと思うのでお伺いしたいのですが、基本的にはガス需要は右肩上がりでずっとまだ伸び続けています。今のところ。では、この算定期間のガス需要の想定がどうなっているかとみたら、実は、これから余り需要が伸びないと想定にされている大阪ガスさんは、前回の自分たちの原価の織り込みに対して、需要はわずかですけれども伸びる想定になっています。けれどもグラフをみると、これから需要が伸びる東京ガスさんと東邦ガスさんが算定期間において需要が下がるという想定になっていまして、これは何でかと思いました。割と簡単な入り繰りの話だと思うので、ここでご説明いただければと思いました。

○安念座長 高経年化対策の問題は、圓尾委員もご案内のとおり、電気の託送でも、特に電柱のとりかえ等でかなり問題になったところですので、できましたらやはりこれも3 社で比較できるような形で何か資料ができたらいいなと思います。済みません、しょっぱなから注文ばかりで申しわけないのだけれども、ちょっと工夫をしていただきたいと思います。

それから、需要の想定については、何かコメントがあれば。

○東京ガス株式会社(教仁郷副社長) 今回は需要量ではなく託送量ではじいてございますので、ちょっと違いがございますが、またこれもきちんとしてまた報告をさせていただきます。

○安念座長 よろしくお願いします。東邦さんもそんなことでよろしゅうございますか。 何かもしおありでしたら。よろしいですか。おいおいということでよろしゅうございます か。では、そうしましょう。需要想定もあればですよ。出発点だから、ここをなおざりに することはできませんので。ありがとうございました。

それでは、お待たせしました。佐藤さん、どうぞ。

○佐藤常務取締役 託送料金を審査していただくに当たりまして、新規参入者の立場から大きく3点申し上げます。

まず、今回のガス小売全面自由化に際して幾つかのルール変更が行われております。具体的には、同時同量制度におけるロードカーブ方式の導入、需要調査・開拓費の託送料金原価への算入、内管保安における保安区分の見直しなど、これらルール変更がどのような形で託送料金や託送約款に反映されているかを審査していただくことになると考えております。しかし、今回大手3社様にご用意いただいた資料は、詳細な内訳については示されておりません。現行原価との比較や再利用について、比較査定対象を含め、託送料金原価内訳項目ごとに、制度変更によるものとそうでないものに分けて詳細に明らかにしていただく必要があると考えております。

次に、原価算入した費用の適正な評価を強くお願いいたします。直近の実績と、今回申請原価が大きく乖離し増加しているようであれば、実質値上げではないかと思われます。一部比較査定ということになっておりますが、直近の実績との乖離についてもぜひご確認いただきたいと思います。例えば、今回東京ガス様が申請した託送料金は、前回申請原価との単純比較で1立方メートル当たり1.6円の値上げとなっており、我々は大変厳しい水準と受けとめております。これでは新規参入が難しくなるのではないかと危惧しております。託送料金が高いと新規参入が難しくなり、自由化の目的であるお客様選択肢の拡大が実現されません。よって、託送原価の適正な評価を行い、その妥当性の検証をぜひお願いいたします。

それから、託送約款で各社が定めた料金体系について吟味いただきたいと思います。料金メニューについては、例えば東京ガス様においては、主に家庭用をターゲットとしたメニュー以外が全て季節別料金となっております。また、東邦ガス様では中圧料金が一本化されるなど、お客様によっては託送料金が上昇するケースがあるのではないかと考えています。料金メニューは各社のお考えに基づいて設定されているものですが、既存のお客様のガス料金への影響も考慮して審査していただく必要があると考えます。さらに、東京ガス様においてコジェネレーション割引が設定されている一方、これまで同様のメニューを設定されていた大阪ガス様は、特定の消費機器にひもづけず、使用実態に合わせた料金メニューに移行されております。この違いについて、東京ガス様にはなぜコジェネだけが割

引対象になるのか、大阪ガス様にはなぜ特定消費機器へのひもづけをやめたのか、両者の お考えをお聞かせいただいた上で、特定の消費機器のみ託送料金を優遇するメニューの妥 当性についてご検討いただきたいと考えております。

最後に、契約期間中の増量の際に保証料が発生するなど、現状より託送条件が厳しくなった点がございます。これもお客様の選択肢拡大という自由化の主目的に照らして疑問がありますので、ぜひご議論いただければと思います。

こういった我々新規参入者の問題意識につきましては、次回以降、審査の中で改めてご 説明させていただきたいと思います。

私からは以上です。

○安念座長 ありがとうございました。非常に重要なご指摘をいただいて、ちょっと私 の頭では覚え切れないものですから、佐藤さん、済みませんけれども、今の話を紙にして いただいて我々に読ませていただけませんか。それだけの値打ちがあるご指摘だったよう に思うので。もともとお手元に紙があるんでしょう。そういっては何だけど、それを紙に してみせていただけると大変勉強になるなと思ったものですから、ひとつよろしくお願い いたします。

今のご指摘については、おいおいまた議論を深めさせていただきたいと思います。3社 さんにもどうぞよろしくご対応くださいますようお願いいたします。

それでは、箕輪さん、お願いします。

○箕輪委員 3つありまして、まず最初のヤードスティックについては、皆様から先ほどいろいろなご意見が出ていますが、やはり初回ということで、何をもともと入れていいかということは法令で決まっているのはもちろんなのですが、本当に実際は何が入っているのかというのを、ある程度、個別査定ほどではないにしても、初回だからこそある程度みえる化していただいて、その上でいわゆるヤードスティックに進んだほうが、今後の納得感というのは大きいのではないかなというふうに改めて認識いたしました。

あと、2つ目なのですけれども、効率化のところで、先ほどお話も出ていましたが、3 社さんを比べると、今までの制度変更を除いたところの効率化の実績を超える効率化を目 指していらっしゃる会社さんと、そこまでいかない会社さんと、いろいろあるので、やは りそこら辺も比較してみせていただきながら、それぞれ多分ご事情は違うので、納得感が ある説明をしていただければと思います。

あと、最後に、高経年化のところは、先ほどお話が出ていましたが、やはり電気のとき

にも、電柱もそうでしたし、いろいろな設備が結局何年間もつのかというのが大きな大前 提として我々も理解できないと、いただいている各年度の原価が正しいのかというのはわ からないので、その設備レベルに落として説明していただきたい。特に3社をみていきま すと、直近の実績からふえていかれる会社さんと減っていく会社さんと、いろいろなので、 やはりちょっと前提が違うのかなというところが今の時点ではみえているので、そこら辺 のところをわかりやすくご説明いただければと思っております。

以上です。

○安念座長 電気のときも、変圧器が何年もつかとか、さんざん議論しましたね。なかなか素人にはよくわからないのだけれども、しかし、議論しないわけにはいかない論点ですわな。ありがとうございました。

それでは、藤本さん、済みません。

- ○藤本室長 ヤードスティックについて2点だけ補足でご説明させていただきます。
- 一つは、今回は来年4月からの自由化までの短期間に120社を超える審査をしていただくということで、今回限りの方策として導入をさせていただいています。今後各社から申請があった場合には、値上がりがある際には、電力・電気と同じように個別査定をしていただくということになります。

それから、もう一点ですが、ヤードスティックについては、127社全て1グループで基準単価を出しているわけではございません。規模、あるいは地域性等によってグループ分けをして比較をしています。ちなみに、きょうお越しいただいている大手3社様につきましては、第1グループとして大手9社様の間で比較をしているということであります。

ありがとうございます。

- ○安念座長 ありがとうございました。告示ですよね。
- ○藤本室長 告示です。
- ○安念座長 告示のほうのグループ分け。きょうの参考資料の8をごらんいただくと、 相当細かいグルーピングになっているところだから、これは事実ですわな。

市川さん、済みません、お待たせしました。

○市川副部長 今回は初回ということですので、総論として、ガス各社さんへの期待を 申し述べたいと思います。

商工会議所では、かねてから、国力の源泉たる産業活力であるとか、国民の安定した社会生活を守るためにも、自然災害に備えたエネルギーインフラの整備、これを強靱化して

おくということが必要であるというふうに主張しております。これは、「天然ガスの利用 拡大」であるとか「安定供給の確保」といった今回のガスシステム改革の目的とも合致す るものでございまして、引き続きガス各社の皆様には「導管網の整備促進」、それから 「保安の確保」といった社会インフラとして、効率的・効果的に進めていただければと思 っております。

供給設備の更新であるとか修繕、それから今回出ました高経年化対策工事では、これは電力会社の工事のときよりもさらに小さい地場の中小企業に下請で発注されるケースも多いと聞いております。コスト意識はもちろん持ちつつも、適正価格で発注いただくなどして、地域に仕事を生み出して、地場産業の振興にも貢献いただく「地域の中核企業」としての役割も担っていただければと思いますので、この点をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございました。松村先生。

○松村委員

済みません、何度も。短く済ませます。

まず、先ほど佐藤さんに文書を出してくれというお願いがあったわけですが、その際に 約款のことも少しいわれたかと思います。それで、約款の内容自体がどれぐらいこの委員 会のマターなのか。料金はもちろんそうなのですけれども、それは別のところでやるのか もしれません。しかしもし不合理だと思われるようなものが、今回の新たなに出てきた約 款であったとするならば、仮にここの委員会のマターでなかったとしても、そのときに懸 念点を一緒に出していただけると、ここの料金をやる上でも、こんな不合理なものを前提 としているのかというような情報は役に立ちますので、仮にここのマターでなかったとし ても関連する可能性がありますので、ぜひ教えてください。

○安念座長 そんなに厳密に考えていただく必要はないですよ。できたらお願いします。○松村委員 はい。

例えば、私、絶対聞き間違いだと思っているのですけれども、圧力の低いところから高いところへの託送は禁止するとかというような、つまり受け入れないとかという、そういう類いのことは絶対入っていないと思う。それは電気でいうと重潮流がA地域からB地域にあったとして、そうすると、A地域からB地域に流す託送は受け入れるけれども、B地域

からA地域に流す託送は受け入れない。そんな反社会的なというか、どう考えても効率性の観点からみておかしいようなものがもし仮に入っていたりすれば、それは料金と関係なくても、明らかにおかしなことをしている。電気に色がついているわけではないので、実際に流れるわけではないのだけれども、当然それを受け入れないなんてどう考えてもおかしい。ガスでまさか同じことをしていません――ごめんなさい、電気はもちろんそんなことをしていませんから、ガスでそんなたぐいのことはありませんよねとかということだってとても重要な点だと思うので、もしご不満な約款とかがあれば、その改善をここで議論するかどうかは別として、ぜひご指摘ください。

それから、藤本室長から、もし今後値上げ申請があったとするならば、ヤードスティッ クではなく、本格査定になる。だからこれは暫定的なものなのでとの説明があった。それ は確かにそのとおりだと思うのですが、それについても、値上げ申請のときだけなのか、 今後大きく制度を変えるときにこのヤードスティックももう一回見直すべきではないかと かというようなこと、値上げ申請でなくてもやるべきではないかとの議論があり得ると思 います。ただ、いずれにせよ何も決まっていない。何も決まっていないとすると、最悪の 場合、このヤードスティックでやってしまったものが、値上げ申請が出てこない限りずっ と続くかもしれないというリスクがある。ということは、今回の査定で入れるべきでない コストを間違って入れてしまったら、上乗せされたコストなわけですから、もうその後は 値上げの必要などは全くなく、ずっとこのまま続いてしまうというようなことだってあり 得る。つまり、今回例えば需要開拓費のようなものというのを、本来は入れるべきではな いものを入れてしまったということの損失というのは、ヤードスティックを入れていると いうことからしてもとても大きいということを私たちは認識すべき。もちろん今までだっ て最大限頑張ってきたわけですが、決して入れるべきでないコストが入らないように最大 限努力しなければいけない。その必要性は今回さらに大きい、ということを指摘していた だいたのだと思います。

以上です。

○安念座長わかりました。なるほどね。

辰巳さん、どうぞ。済みません、お待たせしました。

○辰巳委員 済みません、もっと早くに質問するべきだったと思うのですけれども、資料3の進め方のご説明をいただいたときのことなのですけれども、資料3の別紙1ということで、大手さん、準大手さんというふうに分けてやって、今回はこの大手3社をここで

審議すると。準大手さんに関しては、ここもかかわりつつやると書いてあって、一番最後のその他という多数の会社なのですけれども、これは経産局が審査されるということになっているのですけれども、下の米印のところに、その審査状況について適宜報告をというお話が書かれているのですけれども、これの挟みぐあいというか、結構タイトな12月までの中で、この3つを私たちはみながら、視野に入れながらやっていくのかどうかということ等も含めて、進捗の方針というか、そのあたりをちょっとご説明いただきたいなというふうに思ったのですが。

○恒藤NW事業監視課長 私どもで考えておりますのは、例えばこの場で、この3社を審査する過程で、特にやはりこういうところはよくチェックすべきだというような論点が出てきた場合には、それをそれぞれ担当します地方経産局なりに伝えて、各ほかのこういう小さい事業者の審査をするときに、その論点もしっかりみていただくと。また、その各局でそこをみた全体像を、例えば表のような形でまとめて、またこの委員会でみていただくと。そんな形で一つの案としては考えてございます。

○辰巳委員 ということは、その他の各社に関しても、きょうをスタートに各経産局で 審査をされているというふうに考えてよろしいのですか。

○恒藤NW事業監視課長 もう既に8月の頭ですか、大臣なり局長から意見を求められておりますので、既に申請された書類につきまして各担当が今審査をまさにしているところでございます。

○辰巳委員 済みません、何がいいたいかというと、やはり全国の国民にとって、ここの大きな3社以外のところからガスを買っておられる方もいるので、やはりその方たちに対しても私たちはちゃんとやはり責任があるのだということをすごく今身をもって感じましたので。済みません、以上です。ちゃんとご報告いただきたいというか、よろしくお願いします。

○安念座長 ありがとうございました。

ほかはいかがですか。そろそろ時間か。

ちょっと、ほかの方、なければ、私から、全くばかみたいな質問なのですけれども、ねずみ鋳鉄管というのはどういうものをいうのですか。どなたか教えてくださる方がいらしたら。ついでにいうと、なぜ「ねずみ」というのかを私はぜひ知りたくて。かつ、それが何か高経年化対策では各社さんとも重要だというふうにおっしゃっていたのですが、それはそもそも鋳鉄だから問題なのか、何かよくわからないので、どなたか教えてくださる方

が後ろのほうでもいらしたら。ねずみ鋳鉄管の何か専門家とかはいらっしゃらないんですか。

○大阪ガス株式会社(瀬戸口副社長) 済みません、ねずみの専門家ではないのですけれども、要は、鋳鉄ですから、鉄の鋳物なんです。鋳物というのは、もともと鉄の中に炭素がたくさん入っています。これは溶けやすく、かつ鋳型に入れたときにうまく流れやすくしております。その炭素がかたまって組織として析出するのですけれども、その組織が線状に炭素が析出するのは――これは顕微鏡でみた断面ですけれども、そういうのがねずみ鋳鉄で、なぜねずみかというと、断面が灰色をしているからねずみ鋳鉄といいます。もともと鋳物というのは、鋼に比べると腐食性とか加工性はいいのですけれども、衝撃とかに対しては弱い。かつ、ねずみ鋳鉄の場合は黒鉛が線状に析出していますから、その端っこのところに応力集中しやすいんですね。それで機械的には弱い。特に昔に入れたものについては弱くて、それを球状に析出させたのが、先ほど少し他社さんの資料がありましたけれども、ダクタイル鋳鉄という、これは丸い形で組織の中に炭素が出ていますので、先ほど申し上げたような応力集中が起きませんので、比較的強いということで。なぜねずみかというと、破断面がねずみ色をしているということでございます。

以上です。

○安念座長 破断するとみんなねずみ色をしているのではないかなとつまらないことを 考えたのですが、どうもありがとうございました。ずっと疑問だったものですから、本当 に、解き明かしていただいて大変うれしゅうございました。どうもありがとうございます。 それでは、いただいた時間も大体過ぎましたので。

本日皆様方からさまざまな論点についてご意見をいただきました。次回以降、いただいたご意見を踏まえ審議を進めてまいりたいと思います。事務局、何かいろいろ注文してしまって申しわけありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

あとは連絡事項でございますが、パブリックコメントについて、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課ガス市場整備室の藤本室長から、パブコメについて簡単にご説明をいただきたいと存じます。

○藤本室長 参考資料5をごらんください。

8月2日にパブリックコメントに出させていただいています。こちらはその例としまして、本省が所管している東京ガス・大阪ガス・東邦ガス・西部ガス・東部ガスの5社のパブリックコメントの資料を配付させていただいています。経済産業局の分も含めまして12

7社全てについてパブリックコメントに付しております。期間が8月2日から10月1日ということになっております。

また、上がってきたご意見につきましては皆様にもご紹介させていただいて、ご議論に プラスしていただければと思います。

ありがとうございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事はこの辺ということにいたしまして、今後の日程について事務局からご 連絡をいただきたいと存じます。

- ○恒藤NW事業監視課長 次回の日程につきましては、また皆様方の日程を調整させていただいて、決まり次第またご案内をさせていただきます。よろしくお願いします。
- ○安念座長 では、どうも皆さん、熱心にご議論いただいて本当にありがとうございま した。本日はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——